

現行定款	定款変更の案	備考
<p>第1章 総則</p> <p>(名称) 第1条 本会は、社団法人日本ロボット学会と称する。その英文表記を、The Robotics Society of Japan とする。</p> <p>(事務所) 第2条 本会は、事務所を東京都文京区本郷2丁目19番7号に置く。</p> <p>(支部) 第3条 本会は、理事会の議決を経て、必要の地に支部を置くことができる。</p> <p>第2章 目的及び事業</p> <p>(目的) 第4条 本会は、ロボット学とその応用に関する研究の進展と知識の普及をはかり、もって学術・技術ならびに産業の振興発展に寄与することを目的とする。</p>	<p>第1章 総則</p> <p>(名称) 第1条 この法人は、一般社団法人日本ロボット学会（以下、「本会」とする）と称する。その英文表記を、The Robotics Society of Japan とする。</p> <p>(事務所) 第2条 本会は、主たる事務所を東京都文京区に置く。 2 本会は、理事会の決議によって従たる事務所を必要な地に置くことができる。</p> <p>第2章 目的及び事業</p> <p>(目的) 第3条 本会は、ロボット学とその応用に関する研究の進展と知識の普及をはかり、もって学術・技術ならびに産業の振興発展に寄与することを目的とする。</p>	<p>法人の名称は、法人法上の必要的記載事項です（法人法11条1項2号）。</p> <p>主たる事務所の所在地は、必要的記載事項です（法人法11条1項3号）。「所在地」とは最小行政区画（市町村、東京都の特別区）です。</p> <p>【定款変更の案2条2項へ】</p> <p>法人の目的（法人が行う事業）は、必要的記載事項です（法人法11条1項1号）。</p>

<p>(事業) 第5条 本会は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。</p> <p>(1) 学術集会、講習会及び見学会等の開催 (2) 学会誌、欧文誌、その他刊行物の発行 (3) 研究及び調査 (4) 研究の奨励及び研究業績の表彰 (5) 内外の関連学術団体との連絡及び協力 (6) その他、目的を達成するために必要な事業</p> <p>第3章 会員</p> <p>(種別) 第6条 本会の会員は次のとおりとする。</p> <p>(1) 正会員 本会の目的事業範囲において、専門の学識又は相当の経験を有する個人 (2) 学生会員 本会の目的事業範囲に関する課程を置く学校・大学・大学院において、その課程を履修</p>	<p>(事業) 第4条 本会は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。</p> <p>(1) 学術集会、講習会及び見学会等の開催 (2) 学会誌、欧文誌、その他刊行物の発行 (3) 研究及び調査 (4) 研究の奨励及び研究業績の表彰 (5) 内外の関連学術団体との連絡及び協力 (6) その他、目的を達成するために必要な事業</p> <p>第3章 会員</p> <p>(法人の構成員) 第5条 本会に、次の会員を置く。</p> <p>(1) 正会員 本会の目的事業範囲において、専門の学識又は相当の経験を有する個人 (2) 学生会員 本会の目的事業範囲に関する課程を置く学校、大学、大学院において、その課程を履修</p>	<p>法人は、法令の規定に従い、定款に定められた目的の範囲内において、権利を有し、義務を負うので、事業内容を具体的に記載する必要があります。</p> <p>「社員」は、社団法人の存立の基礎となる構成員であり、社員総会での議決権を有し、定款で定めるところにより法人に経費を支払う義務を負います（法人法27条、48条）。</p> <p>この定款の定め例では、法人法上の用語である「社員」、「退社」などを用いていますが、各法人の実情に応じて「会員」、「退会」などとすることもできます。</p> <p>法人法の名称とは異なる通称名や略称を定款に使用する場合（例えば、社員を「会</p>
--	---	--

<p>している個人。</p> <p>(3) 賛助会員 本会の目的事業に賛同し、その事業を援助する個人又は団体</p> <p>(4) 名誉会員 本会の目的事業範囲において、特別の功績があり、総会の議決を経て推薦された個人</p>	<p>している個人</p> <p>(3) 賛助会員 本会の目的事業に賛同し、その事業を援助する個人又は団体</p> <p>(4) 名誉会員 本会の目的事業範囲において、特別の功績があり、総会の議決を経て推薦された個人</p> <p>(5) 準会員 上記(1)(2)(3)(4)の各会員区分には該当しないものの、本会の目的事業に興味を有する個人あるいは団体</p> <p>2 本会は、概ね正会員50人の中から1人の割合をもって選出される代議員をもって社員とする(端数の取扱いについては理事会で定める。)</p> <p>3 代議員を選出するため、正会員による代議員選挙を行う。代議員選挙を行うために必要な細則は理事会において定める。</p> <p>4 代議員は、正会員の中から選ばれることを要する。正会員は、前項の代議員選挙に立候補することができる。</p> <p>5 第3項の代議員選挙において、すべての正会員は等しく代議員を選挙する権利を有する。理事又は理事会は、代議員を選出することはできない。</p> <p>6 代議員の任期は、選任の4年後に実施される代議員選挙終了の時までとし、第3項の代議員選挙は、2年に1度を実施することとする。ただし、代議員</p>	<p>員」と表記するような場合には、「法律上の名称」と定款で使用する名称がどのような関係にあるのかを、定款上、明確にする必要があります(留意事項II2)。</p> <p>また、法人の実情に応じて、社員以外の構成員として、名誉会員、特別会員、賛助会員等に関する規定を置くこともできます。</p> <p>代議員制を採用する場合には、定款の定めにより、次の(1)から(5)の事項を満たすことが重要です(留意事項II3)。</p> <p>(1) 「社員」(代議員)を選出するための制度の骨格(定数、任期、選出方法、欠員措置等)が定款で定められていること</p> <p>(2) 各会員について、「社員」を選出するための選挙(代議員選挙)で等しく選挙権及び被選挙権が保障されていること</p> <p>(3) 「社員」を選出するための選挙(代議員選挙)が理事及び理事会から独立して行われていること</p> <p>(4) 選出された「社員」(代議員)が責任追及の訴え、社員総会決議取消しの訴えなど法律上認められた各種訴権を行使中</p>
---	--	--

	<p>が総会決議取消しの訴え、解散の訴え、責任追及の訴え及び役員解任の訴え(一般社団法人及び一般財団法人に関する法律(以下「法人法」という。)第266条第1項、第268条、第278条、第284条)を提起している場合(法人法第278条第1項に規定する訴えの提起の請求をしている場合を含む。)には、当該訴訟が終結するまでの間、当該代議員は社員たる地位を失わない(当該代議員は、役員を選任及び解任(法人法第63条及び第70条)並びに定款変更(法人法第146条)についての議決権を有しないこととする)。</p> <p>7 代議員が欠けた場合又は代議員の員数を欠くこととなるときに備えて補欠の代議員を選挙することができる。補欠の代議員の任期は、任期の満了前に退任した代議員の任期の満了する時までとする。</p> <p>8 補欠の代議員を選挙する場合には、次に掲げる事項も併せて決定しなければならない。</p> <p>(1) 当該候補者が補欠の代議員である旨</p> <p>(2) 当該候補者を1人又は2人以上の特定の代議員の補欠の代議員として選任するときは、その旨及び当該特定の代議員の氏名</p> <p>(3) 同一の代議員(2人以上の代議員の補欠として選任した場合にあっては、当該2人以上の代議員)</p>	<p>の場合には、その間、当該社員(代議員)の任期が終了しないこととしていること</p> <p>(5) 会員に「社員」と同等の情報開示請求権等を付与すること</p>
--	--	--

	<p>につき2人以上の補欠の代議員を選任するときは、当該補欠の代議員相互間の優先順位</p> <p>9 第7項の補欠の代議員の選任に係る決議が効力を有する期間は、選任後最初に実施される第6項の代議員選挙終了の時までとする。</p> <p>10 正会員は、法人法に規定された次に掲げる社員の権利を、社員と同様に当法人に対して行使することができる。</p> <p>(1) 法人法第14条第2項の権利(定款の閲覧等)</p> <p>(2) 法人法第32条第2項の権利(社員名簿の閲覧等)</p> <p>(3) 法人法第57条第4項の権利(総会の議事録の閲覧等)</p> <p>(4) 法人法第50条第6項の権利(社員の代理権証明書等の閲覧等)</p> <p>(5) 法人法第51条第4項及び52条第5項の権利(議決権行使書面の閲覧等)</p> <p>(6) 法人法第129条第3項の権利(計算書類等の閲覧等)</p> <p>(7) 法人法第229条第2項の権利(清算法人の貸借対照表等の閲覧等)</p> <p>(8) 法人法第246条第3項、第250条第3項及び第256条第3項の権利(合併契約等の閲覧等)</p>	
--	--	--

<p>(入会)</p> <p>第7条 本会の会員になろうとする者は、入会申込書を会長に提出し、理事会の承認を受けなければならない。ただし、名誉会員に推薦された者は、入会の手続きを要せず、本人の承諾をもって会員となる。</p> <p>2 現に正会員である者が名誉会員となる場合、正会員としての身分を併せて継続することができる。</p> <p>(入会金及び会費)</p> <p>第8条 本会に入会し、会員になろうとする者は入会金を納入しなければならない。</p> <p>2 会員は会費を納入しなければならない。</p> <p>3 前二項にかかわらず、名誉会員は入会金及び会費を納入することを要しない。</p> <p>4 会員が資格を喪失した場合、既納の入会金及び会費は、いかなる事由があっても返還しない。</p> <p>5 入会金及び会費については、この定款に定めるほ</p>	<p>11 理事、監事は、その任務を怠ったときは、本会に対し、これによって生じた損害を賠償する責任を負い、法人法第112条の規定にかかわらず、この責任は、すべての正会員の同意がなければ、免除することができない。</p> <p>(会員の資格の取得)</p> <p>第6条 本会の会員になろうとする者は、理事会の定めるところにより申込みをし、その承認を受けなければならない。</p> <p>(経費の負担)</p> <p>第7条 本会の事業活動に経常的に生じる費用に充てるため、会員になった時及び毎年、会員は、総会において別に定める額を支払う義務を負う。</p>	<p>社員の資格の得喪に関する規定は、法人法上の必要的記載事項です(法人法11条1項5号)。</p> <p>法人法27条(経費の負担)</p> <p>・法人の実情に応じて、名誉会員、特別会員、賛助会員等の会費等に関する規定を置くこともできます。</p>
--	--	--

<p>か、総会において別に定める。</p> <p>(退 会) 第10条 会員で退会しようとする者は、未納の会費を完納した上、理由を付して退会届を会長に提出しなければならない。</p> <p>(除 名) 第11条 会員が次の各号の一に該当するときは、総会の議決を経て、会長がこれを除名することができる。この場合、その会員に対し、議決する前に弁明の機会を与えなければならない。 (1) 本会の名誉を傷つけ、又は本会の目的に違反する行為があったとき (2) 本会の会員としての義務に違反したとき</p> <p>(資格の喪失) 第9条 会員は、次の事由によってその資格を喪失する。 (1) 退会したとき (2) 禁治産者若しくは準禁治産者又は破産の宣告を受けたとき (3) 死亡し、若しくは失踪宣告を受け、又は団体</p>	<p>(任意退会) 第8条 会員は、理事会において別に定める退会届を提出することにより、任意にいつでも退会することができる。</p> <p>(除名) 第9条 会員が次のいずれかに該当するに至ったときは、総会の決議によって当該会員を除名することができる。 (1) この定款その他の規則に違反したとき。 (2) 本会の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。 (3) その他除名すべき正当な事由があるとき。</p> <p>(資格の喪失) 第10条 前2条の場合のほか、会員は、次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。 (1) 第7条の支払義務を2年以上履行しなかったとき。 (2) 総社員が同意したとき。 (3) 当該会員が死亡し、又は解散したとき。</p>	<p>法人法28条 (任意退社)</p> <p>法人法30条 (除名)、49条2項 (社員総会の特別決議)</p> <p>法人法29条 (法定退社)</p>
---	---	--

<p>である会員が解散したとき (4) 除名されたとき</p> <p>(総会の構成) 第22条 総会は、評議員ならびに理事をもって構成する。</p> <p>(総会の議決事項) 第25条 総会は、この定款に別に定めるもののほか、次の事項を議決する。 (1) 事業計画及び収支予算についての事項 (2) 事業報告及び収支決算についての事項 (3) 財産目録及び貸借対照表についての事項 (4) その他、本会の運営に関する重要事項</p>	<p>第4章 総会</p> <p>(構成) 第11条 総会は、すべての代議員をもって構成する。 2 前項の総会をもって法人法上の社員総会とする。</p> <p>(権限) 第12条 総会は、次の事項について決議する。 (1) 会員の除名 (2) 理事及び監事の選任又は解任 (3) 理事及び監事の報酬等の額 (4) 貸借対照表及び損益計算書 (正味財産増減計算書) の承認 (5) 定款の変更 (6) 解散及び残余財産の処分 (7) その他総会で決議するものとして法令又はこの</p>	<p>【章を区分】</p> <p>法人法の名称とは異なる通称名や略称を定款に使用する場合 (例えば、社員総会を「総会」と表記するような場合) には、「法律上の名称」と定款で使用する名称がどのような関係にあるのかを、定款上、明確にする必要があります (留意事項II 2)。</p> <p>理事会を設置する法人の場合、社員総会は、法人法に規定する事項及び定款で定めた事項に限り、決議することができます (法人法35条2項)。</p> <p>法人法の規定により社員総会の決議を必要とする事項について、社員総会以外の機関が決定することができることを内容とする定款の定めは効力を有せず (法人法35条4項)、社員総会以外の機関がその決定をくつがえすこととなるような定</p>
--	---	--

<p>(総会の招集)</p> <p>第23条 総会は、通常総会と臨時総会とする。</p> <p>2 通常総会は、毎年1回会長が招集する。</p> <p>3 臨時総会は理事会が必要と認めたとき、又は正会員の5分の1以上もしくは評議員の4分の1以上あるいは監事から会議に付すべき事項を示して招集を請求されたとき、会長が招集する。請求により臨時総会を開くときは請求のあった日から1ヶ月以内にこれを開催しなければならない。</p> <p>4 総会の招集は、少なくとも10日前までに、その会議の日時、場所及び審議事項を記載した書面をもって通知しなければならない。</p>	<p>定款で定められた事項</p> <p>(開催)</p> <p>第13条 総会は、定時総会として毎年度3月に1回開催するほか、必要がある場合に開催する。</p> <p>(招集)</p> <p>第14条 総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき会長が招集する。</p> <p>2 総代議員の議決権の5分の1以上の議決権を有する代議員は、会長に対し、総会の目的である事項及び招集の理由を示して、総会の招集を請求することができる。</p>	<p>款の定めを設けることもできません(留意事項II5)。</p> <p>定時社員総会は、年に1回、毎事業年度終了後一定の時期に招集しなければならない(法人法36条1項)ので、開催時期を定めておくのが望ましいでしょう。</p> <p>他方、臨時社員総会は、必要がある場合には、いつでも、招集することができます(法人法36条2項)事業計画書や収支予算書等の承認のために、毎事業年度開始前に、社員総会を開催する場合であっても、法人法上は、臨時社員総会の位置付けになります。</p> <p>【旧23条を区分】</p> <p>法人法36条、38条(社員総会の招集)</p> <p>総社員議決権の10分の1以上が必要とされますが、定款で5分の1以下の割合を定めることもできます(法人法37条1項)。</p>
--	--	--

<p>(総会の議長)</p> <p>第24条 通常総会の議長は会長とし、臨時総会の議長は会議のつど出席者の互選で定める。</p> <p>(総会の定足数等)</p> <p>第26条 総会は、第22条に定める総会構成員の過半数が出席しなければ議事を開き、議決することができない。この場合、当該議事につき書面をもってあらかじめ意志を表示した者及び他の総会構成員を代理人として表決を委任した者は、出席者とみなす。</p>	<p>(議長)</p> <p>第15条 定時総会の議長は会長とし、臨時総会の議長は会議のつど出席者の互選で定める。</p> <p>(議決権)</p> <p>第16条 総会における議決権は、代議員1名につき1個とする。</p> <p>(決議)</p> <p>第17条 総会の決議は、総代議員の議決権の過半数を有する代議員が出席し、出席した当該代議員の議決権の過半数をもって行う。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総代議員の半数以上であって、総代議員の議決権の3分の2</p>	<p>議長は、社員総会の秩序を維持し、議事を整理し、また、命令に従わない者その他当該社員総会の秩序を乱す者を退場させることができる強い権限を有する(法人法54条)ので、その選出方法について定めておくことが通例です。</p> <p>【新設】</p> <p>定款で別段の定めをした場合を除き、社員は各1個の議決権を有します(法人法48条)</p> <p>定款で別段の定めをした場合であっても、社員総会において決議をする事項の全部につき社員が議決権を行使することができない旨の定款の定めは、その効力を有しません。(法人法48条2項)</p> <p>社員の議決権の3分の2以上が必要とされていますが、定款によりこれを上回る割合を定めることもできます(法人法49条2項)。</p> <p>社員総会で理事の選任議案を採決する場合には、各候補者ごとに決議する方法を</p>
--	---	---

<p>2 総会の議事は、この定款に別段の定めがある場合を除くほか、出席者の過半数をもって決し、可否同数のときは議長が決するところによる。</p> <p>3 すべての一般正会員は、総会に参加し、議長の了解を得て意見を述べる権利を有するものとする。ただし表決に加わることはできない。</p> <p>(会員への通知) 第27条 総会の議事の要領及び議決した事項は、全会員に通知する。</p> <p>(議事録) 第28条 理事会、総会では議長が議事録を作成し、議長及び出席者の代表2名以上が署名押印の上、これを保存する</p>	<p>以上に当たる多数をもって行う。</p> <p>(1) 会員の除名 (2) 監事の解任 (3) 定款の変更 (4) 解散 (5) その他法令で定められた事項</p> <p>3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第19条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。</p> <p>(議事録) 第18条 総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。 2 議長及び選出された議事録署名人2名は、前項の議事録に記名押印する。</p>	<p>採ることが望ましく、定款に、社員総会の議事の運営方法に関する定めの一つとして、「理事の選任議案の決議に際し候補者を一括して採決（決議）すること」を一般的に許容する旨の定めを設けることは許されません（留意事項II4）。</p> <p>【記載不要のため削除】 規程で運用</p> <p>法人法57条（議事録）</p>
---	--	---

<p>第4章 役員、評議員及び職員</p> <p>(役員) 第12条 本会には、次の役員を置く。 (1) 理事 15名以上20名以内（うち会長1名、副会長2名） (2) 監事 2名</p> <p>(役員を選任) 第13条 理事（会長及び副会長を含む）及び監事は、総会において正会員の中から選任する。 2 特定の理事とその親族その他特別の関係のある者の合計数は、理事現在数の3分の1を越えてはならない。 3 理事と監事は相互に兼ねることができない。</p> <p>(理事の職務) 第14条 会長は、本会の業務を総理し、本会を代表する。 2 会長に事故のあるとき、又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長が指名した順序により副会長がそ</p>	<p>第5章 役員</p> <p>(役員を設置) 第19条 本会には、次の役員を置く。 (1) 理事 15名以上25名以内 (2) 監事 2名以内 2 理事のうち1名を会長、2名を副会長とする。 3 前項の会長及び副会長をもって法人法上の代表理事とする。</p> <p>(役員を選任) 第20条 理事及び監事は、総会の決議によって選任する。 2 会長及び副会長は、理事会の決議によって理事の中から選定する。</p> <p>(理事の職務及び権限) 第21条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。 2 会長は、法令及びこの定款で定めるところにより、本会を代表し、その業務を執行する。</p>	<p>法人法の名称とは異なる通称名や略称を定款に使用する場合（例えば、会長を「理事長」と表記するような場合）には、「法律上の名称」と定款で使用される名称がどのような関係にあるのかを、定款上、明確にする必要があります（留意事項II2）。</p> <p>理事会は、理事の中から会長を選定しなければなりません（法人法90条3項）</p> <p>理事は、理事会において、一定の取引について重要な事実を開示し、その承認を受けなければなりません（法人法84条、92条）。</p> <p>複数理事間の職務権限分掌関係を定めて</p>
--	--	---

<p>の職務を代理し、又はその職務を行う。</p> <p>3 副会長は、会長を補佐し、理事会及び総会の議決した事項を処理する。</p> <p>4 理事は、理事会を組織して、この定款に定めるもののほか、本会の総会の権限に属せしめられた事項以外の事項を議決し、執行する。</p> <p>(監事の職務) 第15条 監事は、本会の業務及び財産に関し、次の職務を行う。</p>	<p>3 会長に事故のあるとき、又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長が指名した順序により副会長がその職務を代理し、又はその職務を行う。</p> <p>4 副会長は、会長を補佐し、理事会及び総会の議決した事項を処理する。</p> <p>5 会長及び副会長は、3箇月に1回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。</p> <p>(監事の職務及び権限) 第22条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。</p>	<p>おくことは、法令上必須ではありませんが、ガバナンス確保上重要と考えられます。</p> <p>「会長に事故がある場合は、会長が予め定める順番で理事が会長の職務を代行する」旨の定款の定めは、理事会の会長の選定権限を奪い、(将来の)会長の選定を会長が行うことを許容するものとなるため無効です(留意事項Ⅱ7)。</p> <p>法人法上、会長及び業務執行理事は、3箇月に1回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければなりません。この報告は、現実に開催された理事会において行わなければならない。報告の省略をすることはできません(98条2項)。なお、報告の頻度については、定款で、毎事業年度に4箇月を超える間隔で2回以上とすることも可能です(91条2項)。</p> <p>法人法99条1項、2項(監事の権限)。</p>
---	---	--

<p>(1) 本会の財産の状況を監査すること</p> <p>(2) 理事の業務執行の状況を監査すること</p> <p>(3) 財産の状況又は業務の執行について不整の事実を発見したときは、これを理事会、総会又は文部科学大臣に報告すること</p> <p>(4) 前号の報告をするために必要があるときは、理事会又は総会を招集すること</p> <p>(役員任期) 第16条 本会の役員任期は、2年とし、毎年理事及び監事のおのおの半数を改選する。</p> <p>2 役員任期は通常総会の日翌日から起算する。</p> <p>3 補欠又は増員により選任された役員任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。</p> <p>4 役員は、その任期満了後も、後任者が就任するまでは、なおその職務を行う。</p> <p>(役員解任)</p>	<p>2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、本会の業務及び財産の状況の調査をすることができる。</p> <p>(役員任期) 第23条 理事任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結の時までとする。</p> <p>2 監事任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結の時までとする。</p> <p>3 補欠として選任された理事又は監事任期は、前任者任期の満了する時までとする。</p> <p>4 理事又は監事は、第19条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。</p> <p>(役員解任)</p>	<p>理事任期は、定款又は社員総会の決議によって短縮することもできます(法人法66条)。</p> <p>監事任期は、定款によって、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとすることを限度として短縮することもできます(法人法67条)。</p> <p>法人法75条1項(役員に欠員を生じた場合の措置)</p> <p>法人法70条1項(解任)</p>
--	--	---

<p>第17条 役員が次の各号の一に該当するときは、理事会における理事現在数の4分の3以上の議決及び総会における出席者数の4分の3以上の議決によりこれを解任することができる。この場合、その役員に対し、議決する前に弁明の機会を与えなければならない。</p> <p>(1) 心身の故障のため職務の執行に堪えないと認められるとき</p> <p>(2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があると認められるとき</p>	<p>第24条 理事及び監事は、総会の決議によって解任することができる。</p> <p>(役員の報酬等)</p> <p>第25条 理事及び監事は、無報酬とする。ただし、常勤の理事及び監事に対しては、総会において定める総額の範囲内で、総会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。</p> <p>(責任の免除)</p> <p>第26条 本会は、役員の特任法第111条第1項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、理事会の決議によって、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として、免除することができる。</p>	<p>監事を解任する場合は、特別決議が必要となります(特任法49条2項)。</p> <p>【新設】</p> <p>理事及び監事の報酬等について、定款にその額を定めていないときは、社員総会の決議によって定める必要があります(特任法89条、105条1項)。</p> <p>【新設】</p> <p>役員の実任免除</p>
---	--	---

<p>(評議員)</p> <p>第18条 本会には、評議員50名以上100名以内を置く。</p> <p>2 評議員は、総会において正会員の中から選任する。</p> <p>3 評議員と役員は相互に兼ねることができない。</p> <p>4 評議員の任期は2年とする。評議員の任期について第16条の第二項以降の規定を準用する。この場合、「役員」とあるのは「評議員」と読み替えるものとする。</p> <p>5 評議員ならびに第12条に規定する理事をもって、民法上の社員とする。</p>	<p>第6章 理事会</p> <p>(構成)</p> <p>第27条 本会に理事会を置く。</p> <p>2 理事会は、すべての理事をもって構成する。</p>	<p>【評議員は設置しないため削除】</p> <p>【章を新設】</p> <p>【新設】</p> <p>旧社団法人の定款における理事会を置く旨の定めは、特任法上の理事会を置く旨の定めとしては効力を有しないので、移行前に定款を変更して特任法上の理事会を設置している場合を除いて、定款変更の案の作成に当たっては、旧定款の理事</p>
--	---	--

<p>(理事会の招集等)</p> <p>第20条 理事会は毎年6回以上会長が招集する。ただし、理事現在数の3分の1以上又は監事から会議に付すべき事項を示して理事会の招集を請求されたとき、会長はその請求の日から10日以内に臨時理事会を招集しなければならない。</p> <p>2 理事会の議長は会長とする。ただし、臨時理事会の議長は出席理事の互選による。</p> <p>(理事会の定足数等)</p> <p>第21条 理事会は、理事現在数の3分の2以上の者が出席しなければ、議事を開き議決することができな</p>	<p>(権限)</p> <p>第28条 理事会は、次の職務を行う。</p> <p>(1) 本会の業務執行の決定</p> <p>(2) 理事の職務の執行の監督</p> <p>(3) 会長及び副会長の選定及び解職</p> <p>(招集)</p> <p>第29条 理事会は、会長が招集する。</p> <p>2 会長が欠けたとき又は会長に事故があるときは、副会長が理事会を招集する。</p> <p>(決議)</p> <p>第30条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、そ</p>	<p>会に関する規定を削除した上で、新たに理事会に関する規定を新設するという形にする必要があります(整備法80条3項)。</p> <p>【新設】</p> <p>法人法90条2項(理事会の権限等)</p> <p>原則として各理事が理事会を招集しますが、理事会を招集する理事を定款又は理事会で定めることもできます(法人法93条1項)。</p> <p>過半数を上回る割合を定款で定めることもできます(法人法95条1項)</p> <p>特別の利害関係を有する理事は、議決に</p>
---	--	--

<p>い。ただし、当該議事につき書面をもって、あらかじめ意志を表示した者は、出席者とみなす。</p> <p>2 理事会の議事は、この定款に別段の定めがある場合を除くほか、出席理事の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。</p>	<p>の過半数をもって行う。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、法人法第96条の要件を満たしたときは、理事会の決議があったものとみなす。</p> <p>(議事録)</p> <p>第31条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。</p> <p>2 出席した会長、副会長及び監事は、前項の議事録</p>	<p>加わることができません(法人法95条2項)。</p> <p>理事会については、代理人による議決権の行使、書面による議決権の行使は認められません。</p> <p>可否同数の場合に、議長に2票を与えることとなるような定款の定めをすることはできません(留意事項II8)。</p> <p>理事が理事会の決議の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき理事(当該事項について議決に加わることができるものに限る。)の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたとき(監事が当該提案について異議を述べたときを除く。)は、当該提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす旨を定款で定めることができます(法人法96条)。</p> <p>定款で、記名押印する者を、当該理事会に出席した会長及び監事とすることもできます(法人法95条3項)。</p>
--	--	---

<p style="text-align: center;">第6章 資産及び会計</p> <p>(会計年度) 第38条 本会の会計年度は、毎年1月1日に始まり、同年12月31日に終わる。</p> <p>(資産の構成) 第29条 本会の資産は次のとおりとする。 (1) 設立当初の財産目録記載の財産 (2) 入会金及び会費 (3) 資産から生ずる収入 (4) 事業に伴う収入 (5) 寄附金品 (6) その他の収入</p> <p>(資産の種別) 第30条 本会の資産を分けて、基本財産及び運用財産の2種とする。</p>	<p style="text-align: center;">に記名押印する。</p> <p style="text-align: center;">第7章 資産及び会計</p> <p>(事業年度) 第32条 本会の事業年度は、毎年1月1日に始まり同年12月31日に終わる。</p>	<p>事業年度は、必要的記載事項です（法人法11条1項7号）。なお、事業年度は1年（事業年度の末日を変更する場合における変更後の最初の事業年度については1年6箇月）を超えることができません（法人法施行規則29条）。</p> <p>【記載不要のため削除】</p> <p>【記載不要のため削除】</p>
---	---	---

<p>2 基本財産は、次に掲げるものをもって構成する。 (1) 設立当初の財産目録のうち、基本財産の部に記載する財産 (2) 基本財産とすることを指定し、かつ理事会でこれを受け入れることとして寄附された財産 (3) 理事会で基本財産に繰り入れることを議決した財産</p> <p>3 運用財産は、基本財産以外の資産とする。</p> <p>(資産の管理) 第31条 本会の資産は、会長が管理し、基本財産のうち現金は、理事会の議決を経て定期預金とする等確実な方法により、会長が保管する。</p> <p>(基本財産の処分の制限) 第32条 基本財産は、譲渡し、交換し、担保に供し、又は運用財産に繰り入れてはならない。ただし、本会の事業遂行上やむを得ない理由があるときは、理事会及び総会の議決を経、かつ、文部科学大臣の承認を受けて、その一部に限りこれらの処分をすることができる。</p> <p>(経費の支弁)</p>		<p>【基本財産はないため削除】</p> <p>【基本財産はないため削除】</p> <p>【記載不要のため削除】</p>
--	--	--

<p>第33条 本会の事業遂行に要する経費は、運用財産をもって支弁する。</p> <p>(事業計画及び収支予算)</p> <p>第34条 本会の事業計画及びこれに伴う収支予算は、会長が編成し、理事会及び総会の議決を経て、毎会計年度開始前に文部科学大臣に届け出なければならない。事業計画及び収支予算を変更する場合も同様とする。</p> <p>(収支決算)</p> <p>第35条 本会の収支決算は、会長が作成し、財産目録、貸借対照表、事業報告書及び正味財産増減計算書並びに会員の異動状況書とともに、監事の意見を付け、理事会及び総会の承認を受けて、毎会計年度終了後3ヶ月以内に文部科学大臣に報告しなければならない。</p> <p>2 本会の収支決算において正味財産の増加があるときは、理事会の議決及び総会の承認を受けて、その一部若しくは、全部を基本財産に編入し、又は翌年度に繰り越すものとする。</p>	<p>(事業計画及び収支予算)</p> <p>第33条 本会の事業計画書、収支予算書については、毎事業年度の開始の日の前日までに、会長が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。</p> <p>2 前項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置きするものとする。</p> <p>(事業報告及び決算)</p> <p>第34条 本会の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、会長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。</p> <p>(1) 事業報告 (2) 事業報告の附属明細書 (3) 貸借対照表 (4) 損益計算書（正味財産増減計算書） (5) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書</p>	<p>法人法には事業報告と決算に関する規定はなはなく、事業計画及び収支予算に関する定めはありませんが、法人の業務執行におけるガバナンス確保の観点から、これらの事項についても定款で規定しておくことが望ましいでしょう。</p>
---	--	---

<p>(長期借入金)</p> <p>第36条 本会が資金の借入をしようとするときは、その会計年度の収入をもって償還する短期借入金を除き、理事会の議決を経、かつ、文部科学大臣の承認を受けなければならない。</p> <p>(新たな義務の負担等)</p> <p>第37条 第32条ただし書き及び前条の規定に該当する場合並びに収支予算で定めるものを除くほか、本会が新たな義務の負担又は権利の放棄のうち重要なものを行おうとするときは、理事会及び総会の議決を経なければならない。</p> <p>第7章 定款の変更及び解散</p>	<p>2 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号、第4号の書類については、定時総会に提出し、第1号の書類についてはその内容を報告し、その他の書類については承認を受けなければならない。</p> <p>3 第1項の書類のほか、監査報告を主たる事務所に5年間備え置きするとともに、定款、会員名簿を主たる事務所に備え置きするものとする。</p> <p>(長期借入金)</p> <p>第35条 本会が資金の借入をしようとするときは、その会計年度の収入をもって償還する短期借入金を除き、理事会の議決を経なければならない。</p> <p>第8章 定款の変更及び解散</p>	<p>【削除】</p>
--	--	-------------

<p>(定款の変更)</p> <p>第39条 この定款は、理事現在数及び総会構成員現在数の各々の4分の3以上の議決を経、かつ、文部科学大臣の認可を受けなければ、変更することができない。</p> <p>(解散)</p> <p>第40条 本会の解散は、理事現在数及び総会構成員現在数の各々の4分の3以上の議決を経、かつ、文部科学大臣の許可を受けなければならない。</p> <p>(残余財産の処分)</p> <p>第41条 本会の解散に伴う残余財産は、理事現在数及び総会構成員現在数の各々の4分の3以上の議決を経、かつ、文部科学大臣の許可を受けて本会と類似の目的を有する公益法人に寄附するものとする。</p>	<p>(定款の変更)</p> <p>第36条 この定款は、総会の決議によって変更することができる。</p> <p>(解散)</p> <p>第37条 本会は、総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。</p> <p>(剰余金の分配)</p> <p>第38条 本会は、剰余金の分配を行うことができない。</p> <p>(残余財産の処分)</p> <p>第39条 本会が清算をする場合において有する残余財産は、総会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するも</p>	<p>社団法人は、社員総会の特別決議（法人法49条2項）によって定款を変更することができます（法人法146条）が、定款は法人の根本規則であり、社員等に重大な影響を与えるおそれがあることから、その変更に関する規定を置き、社員等に対して明らかにしておくことが望ましいでしょう</p> <p>法人法148条（解散の事由）</p> <p>【新設】</p> <p>非営利型の要件</p> <p>非営利型の要件</p>
---	--	---

<p>(職員)</p> <p>第19条 本会の事務を処理するために、所要の職員を置く。</p> <p>2 職員は、会長が任免する。</p> <p>3 職員は、有給とする。</p>	<p>のとする。</p> <p>第9章 公告の方法</p> <p>(公告の方法)</p> <p>第40条 本会の公告は、主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法により行う。</p> <p>第10章 事務局</p> <p>(事務局)</p> <p>第41条 本会の事務を処理するために、所要の職員を置く。</p> <p>2 職員は、会長が任免する。</p> <p>3 職員は、有給とする。</p>	<p>【新設】</p> <p>法人法331条（公告方法）</p> <p>公告方法は、必要的記載事項です（法人法11条1項6号）。</p> <p>公告方法を電子公告とする場合に限り、事故その他のやむを得ない事由によって電子公告による公告ができない場合の公告方法として、官報又は時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙に掲載する方法のいずれかを定款で定めることができます（法人法331条2項）。</p> <p>【章を新設】</p>
---	--	---

<p style="text-align: center;">第8章 補 則</p> <p>(委員会) 第42条 本会の事業を円滑に実施するために、理事会の議決を経て、必要な委員会を置くことができる。 2 委員会は、常設のものとして臨時的なものとして2種とする。 3 委員会の委員長は、理事会の議決を経て、会長が委嘱する。</p> <p>(書類及び帳簿の備付等) 第43条 本会の事務所には、次の書類及び帳簿を備えなければならない。ただし、他の法令により、これらに代わる書類及び帳簿を備えたときは、この限りではない。 (1) 定款 (2) 会員名簿 (3) 役員、評議員及びその他の職員の名簿及び履歴書 (4) 財産目録 (5) 資産台帳及び負債台帳 (6) 収入支出に関する帳簿及び証拠書類</p>	<p style="text-align: center;">第11章 委員会</p> <p>(委員会) 第42条 本会の事業を円滑に実施するために、理事会の議決を経て、必要な委員会を置くことができる。 2 委員会は、常設のものとして臨時的なものとして2種とする。 3 委員会の委員長は、理事会の議決を経て、会長が委嘱する。</p>	<p>【定款変更の案33条、34条に記載のため削除】</p>
--	--	--------------------------------

<p>(7) 理事会及び総会の議事に関する書類 (8) 処務日誌 (9) 官公署往復書類 (10) 収支予算書及び事業計画書 (11) 収支計算書及び事業報告書 (12) 貸借対照表 (13) 正味財産増減計算書 (14) その他必要な書類及び帳簿 2 前項第1号から第5号までの書類、同項第7号の書類、及び同項第10号から13号までの書類は永年、同項第6号の帳簿及び書類は10年以上、同項第8号、第9号及び第14号の書類は1年以上保存しなければならない。</p> <p>(細則) 第44条 会長は、この定款の実施のため、理事会及び総会の議決を経て細則を定めることができる。</p> <p>附 則</p>	<p>附 則</p> <p>1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関</p>	<p>【記載不要のため削除】</p> <p>【新設】</p>
--	--	--------------------------------

<p>この定款は文部科学大臣の認可のあった日から施行する。</p>	<p>する法律第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める一般法人の設立の登記の日から施行する。</p> <p>2 本会の最初の会長は榊原伸介、副会長は川村貞夫及び佐久間一郎とする。</p> <p>3 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める特例民法法人の解散の登記と一般法人の設立の登記を行ったときは、第32条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。</p>	<p>【新設】</p> <p>【新設】</p> <p>【削除】</p>
-----------------------------------	---	-------------------------------------